

指定11品目・追加5品目を取り扱う

事業者・学校の方へ

爆発物を製造・使用したテロ等違法行為の発生を未然に防止するためのお願い。



販売事業者

- ✓ 関係法令の遵守と盗難防止
- ✓ 本人確認及び使用目的の確認
- ✓ 不審情報の迅速な警察への通報
- ✓ 盗難防止等のための適切な保管管理
- ✓ 盗難・紛失時の通報



学校等

- ✓ 簿冊等による確実な管理
- ✓ 定期的な在庫確認
- ✓ 施錠設備のある保管場所での保管及び鍵の管理
- ✓ 学生等のみでの保管場所への立入りの禁止
- ✓ 盗難・紛失時の通報

関係法令の遵守

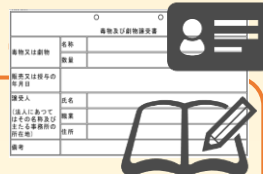
- 譲渡手続
- 交付制限
- 譲受書の保管
- 紛失・盗難防止

毒劇物法等

劇物

- ・ 譲受人が押印し、又は署名した譲受書の提出を受け、5年間保存
※塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウムは、身分証により本人確認
- ・ 18歳未満、麻薬・大麻・あへん又は覚せい剤中毒者等への交付禁止
- ・ 盗難、紛失等を防ぐのに必要な措置
- ・ 容器及び被包に「医薬用外」及び赤地に白字で「劇物」等の文字の表示
- ・ 盗難、紛失、漏洩、浸出し保健衛生上の危害が生じるおそれのある場合の警察等への通報

※詳細は厚生労働省のウェブサイトを確認



販売時におけるお願い

- 使用目的の確認
- 不審動向に注意
- 不安があれば販売を控えることも検討

指定11品目の販売

- ・ 購入者の氏名、住所、使用目的の確認
 - ・ 劇物、硝酸カリウムの使用目的は特に注意
- ➡ 安全な取扱いに不安があれば販売を差し控えることも検討

指定11品目を含む家庭用品、追加5品目の販売

- ・ 顧客の不審動向に注意(特に、過酸化水素を含む商品に注意)

➡ 不審動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的の確認



島根県警察
Shimane Prefectural police